

19 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出制度

●担当課
用地課 総務・先行取得担当
(電話048-830-5043)

目的

住みよいまちづくりのために必要な道路、公園、学校などの公共用地を計画的に取得することを目的としている。

制度概要

①土地の所有者が一定の要件を満たす土地を有償譲渡するときには、その土地が町村の区域に所在する場合は町村長を経由して知事に、市の区域に所在する場合は市長に届け出なければならない。（届出制度）

対象となる土地	面積要件
(1)都市計画施設の区域内※土地区画整理事業施行地内を除く	市の区域：100～200㎡の間で各市が定める面積以上 町村区域：100㎡以上
(2)都市計画区域内で次に掲げるもの※土地区画整理事業施行地内を除く ・道路法により「道路区域として決定された区域内」 ・都市公園法により「都市公園を設置すべき区域として決定された区域内」 ・河川法により「河川予定地として指定された土地」	市の区域：100～200㎡の間で各市が定める面積以上 町村区域：100㎡以上
(3)生産緑地地内の区域内	市の区域：100～200㎡の間で各市が定める面積以上 町村区域：100㎡以上
(4)市街化区域内	5000㎡以上
(5)その他の都市計画区域内（市街化調整区域内を除く）	10000㎡以上

②土地の所有者が一定の要件を満たす土地を市町村に買ってもらいたいときは、その土地が町村の区域に所在する場合は町村長を経由して知事に、市の区域に所在する場合は市長に申し出てもらう。（申出制度）

対象となる土地	面積要件
都市計画施設の区域内 都市計画区域内	市の区域：100～200㎡の間で各市が定める面積以上 町村区域：100㎡以上

●事業主体 土地所有者

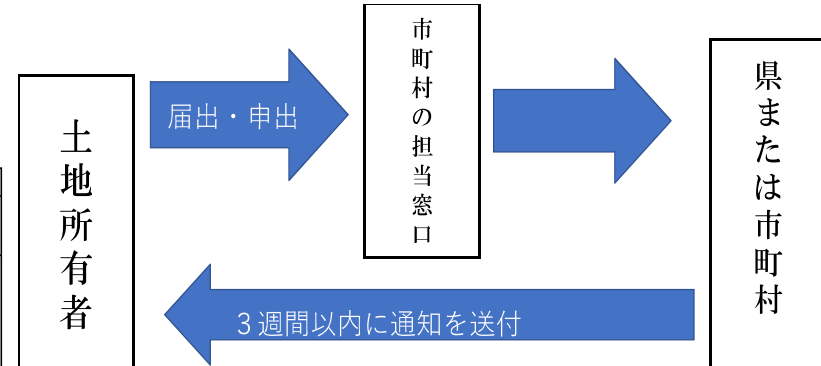
●根拠法令等 公有地の拡大の推進に関する法律第4条・第5条

●創設年度 昭和47年

●制度の留意点

- ①有償譲渡予定の土地が一部分でも都市計画施設にかかり、取引面積が面積要件を超える場合には、届出が必要となる。
- ②届出の対象となる土地は一契約単位で考える。
- ③届出・申出の面積要件の判断は、一団性（物理的・計画上・一体性）を有する土地ごとに行うこと。
- ④平成18年9月から、市街化調整区域の土地のうち届出表の(1)～(3)が存在しない場合、届出は不要となった。
- ⑤平成24年4月1日から、全ての市に権限が移譲されたため、面積要件は市ごとに異なるため、詳しくは各市に確認をとること。
- ⑥令和6年9月19日から、生産緑地法第10条及び第10条の5に基づく買取りの申出を行った結果、同法第12条に基づく買い取らない旨の通知があった土地の所有者は、その通知があった日の翌日から1年間に限り、その土地について公拡法第4条第1項に基づく届出が不要となった。

●届出・申出制度の流れ



下記の書類を準備し、その土地が所在する市町村役場の窓口に提出すること。窓口で受理した日から3週間以内に、結果の通知が県（もしくは市町村）から土地所有者あてに送付される。

【届出・申出の手続き】

- 届出者：土地所有者
- 届出期限：届出の場合は契約締結3週間前までに提出すること。
(申出は随時受け付けている。)
- 届出窓口：土地に所在する市町村の公拡法担当課
- 提出書類：①土地有償譲渡届出書（届出の場合）または土地買取希望申出（申出の場合）
②案内図（広域的な地図等）
③位置図（住宅地図等）
④公図写し
⑤その他参考となる資料（謄本など）

届出・申出した土地については、次に掲げる日又は通知があるまで譲渡（売買契約等）することができない。

- ①買取り協議団体が不在旨の通知があるまで。（届出、申出を受理した日から最長で3週間）
- ②買取り協議を行う旨の通知があった場合には、通知があった日から起算して3週間を経過する日（その期間内に協議が成立しないことが明らかになったときは、そのとき）まで。